

一字副隊

但之往復ハ官用自動車ニ依ルルニ

二月十六日命令第五號第一項ハ日六二海三四三

泊四日ニ林歸隊ニ官用自動車ニ各々受領ス

三木職^{八月十九日}間嘉嘉手納附近ニ事務連絡^{八月廿一日}爲

出張ス

一ヨリ河村中尉土山曹長ハ駐屯地會日報ニ出席ス

同時八月巡察將校差出張區分未ク受領ス

一三ヨリ獨混一五作命第三三號ヲ受領ス左ノ如シ

獨混一五作命第三三號

本部地區隊命令

八月十九日一三〇〇

一地區隊ハ現在構築中ナル各守備隊ヲ陣地特ニ

重砲兵陣地ハ狀況ヨリ中ヨリ偵察セントス

二平山大尉ハ本十九日ヨリ二泊三日ヲ以テ北飛行場

ニ到リ飛行第三戰隊ト連絡ス之ガ偵察ニ任

陸軍

ガヘシ

本部地區隊長 美野大佐

隊長ハ渡邊少尉 金井軍曹以下 出張人員トテ

共二一三ヨリ出張ス

作業員ハ八十二名参加ス

現在員河村中尉以下十九名

隊長 余中球第一八ヨリ部隊ニ於テ堅急勤勞

勤員ハ二三名作業員ハ獲得地ニ築城材料ヲ受

領ス關ス行合々ヲナシテ名護ニ在ル

奥村兵長ハ派遣中

金井軍曹以下六名ハ大隊本部ニ於テ三八式騎銃

返納ニ任シ九六式短銃等ヲ受領シテ同地ニ在リ

高田准尉以下三名ハ別日ニ同シ

一字副隊

一字副隊

八月二十日 三〇分起赤ヲ線上ニ前投後投ニ區分シテ聯隊隊員ヲ
晴 三三於ニ交々ニ身体検査ニ實施ス平均体位ハ優
邊名如
十一

一六三〇佐鎮管區二一六三五西部軍管區二空體表
警報發令マシタルトヨロハ吾解除マニル
一九五〇高田准尉以下一〇名那覇ヨリ歸隊ス
河村中尉ハ八地區ニ於テ巡察ニ任ズ
宮田重監中尉實情視察ニ任ズ為未隊ス
大隊本部ヨリ日命ヲ受領ク要旨左ノ如シ
河日命第三十六號
陸軍兵長 中岡 秀 確
同 田中 貞 確
同 山崎 茂 確
同 中澤 文 確

陸軍一

陸軍兵長 奥村 一 確
同 落合 敏 確
同 小野 山 茂
下士官勤務ヲ命ズ
河日命第四十二號
陸軍少佐 小畑 桐 茂
給二等給 (六月三十日附)
陸軍曹長 土山 嶋 一
河日命第五十三號
陸軍少佐 佐藤 隆 茂
本職入院不在間部隊長代理ヲ命ズ
八月十九日
陸軍一等兵 楠 京 正

陸軍一等兵 楠 京 正

陸軍一等兵	小林正良
同	鈴木
同	小林 架
同	島 光
同	田 丸
同	石 橋
同	吉 原
同	島 國

命陸軍上等兵

作業員八十八名參加
現在貞河村中尉以下一五名
隊長八高木大尉操縱ノ下二四三吉嘉手綱大飛行
場ヨ離陸シ本部地區全服偵察ニ任三六一五着
陸シタル後嘉手綱ニ在

陸軍一

奥村兵長派遣中

八月二十日 晴
作美合、新行橋毎日前日ノ作業ヲ續行ス
新行橋ニ於テ八本日ヨリ爆破ヲ併用ス
隊長八前日同様ノ二ヨ離陸シ本部地區隊全服ニ
重砲陣地ヲ細部(視察)偵察(併用)ニ任三六一五着陸
三二四五歸隊ス

明後二十三日旅團長初度巡視了ル旨聯隊本部ヨリ
通報下ル
現在員 隊長以下一四六名
奥村兵長派遣中

八月二十日 晴
朝禮時隊長台灣軍司令官訓示ヲ傳達ス

邊名地 訓示
戰局推移日ニ急ニ皇國運命ニ決スル機局
八止ニ服則ニ展開ヤリ南西諸島及台灣大東

正戰半也或ハ軸心ニ位置ニ時ニ本ニ外海ヲ圍成トシ
 緊要唯一ノ連絡機關ニシテ皇國戰學遂行ニ絶對
 確信ヲ要スルニ地タリ而シテ敵ノ企ホスル所ニ此ノ
 要域突破ニ其ノ重要ヲ格向スルハ太平洋戰局ノ
 大勢ニ決スヘク彼我決戰意起ルニ當テ歸結タリ
 軍ノ刻下戰局ノ近迫ニ鑑ミ速カニ戰備ヲ増強シ
 敵ノ未攻ニ方リテハ皇軍ニシテ陸海空一體ノ
 綜合戰力ヲ集中シ形而上ニシテ戰略的優位ヲ發
 揮シ決戰ヲ指導シテ一舉ニ敵ヲ粉碎セシトト期ス
 諸官ハ驕慢ナル敵木軍ニ一大反撃ヲ加ヘテ之ヲ
 擊滅スルノ好機ニ際會ス宜シク志氣ヲ昂揚シ軍
 隊ノ團結ヲ鞏固ニシテ粉身碎骨決戰準備ニ取
 二必死ノ努力ヲ傾倒シ烈々タル必勝ノ信念ヲ下
 南陸ノ防衛ニ念ヒ無クシテ重キコ加ヘテ決勝必成ニ

一意邁進

昭和十九年八月五日

台灣軍司令官 板垣征四郎 訓令

午之刑中各小隊ハ兵ニ各ニ檢テ其檢テ入及整備ヲ實
 一三〇日ヨリ手邊衛王部見習士官ニ檢テ入及整備ヲ實
 一三三〇日ヨリ手邊衛王部見習士官ニ檢テ入及整備ヲ實
 二秋ノ精神訓話アリ
 午後舍内外ニ清潔整頓ヲ命ジ各宿舎ヲ一巡ス
 二聯隊本部ニ於テ開儀セシメ各軍官民合同慰問
 演藝會ヲ見學スルニ命ジ各宿舎ヲ一巡ス
 八月三日 晴
 自達名也
 隊長ノ狀況報告ヲ受テテ其後各宿舎迄ニ新行

正副官の式、無事、定時、本隊、河、園、城、
 軍、唯、一、進、軍、隊、官、山、賊、を、逐、行、一、定、行、
 確、定、の、要、路、に、陣、取、り、進、軍、の、方、向、を、示、し、
 其、威、勢、を、示、し、其、進、軍、の、方、向、を、示、し、
 大、隊、を、導、き、入、り、夜、に、決、戦、意、を、示、し、
 一、章、を、刻、下、戦、局、に、一、変、を、起、し、
 敵、軍、の、進、軍、を、止、め、
 糾、合、戦、力、を、集、中、し、
 揮、一、決、戦、の、拍、子、を、一、變、に、
 諸、官、の、驕、慢、を、一、掃、す、
 數、手、派、入、り、好、機、一、際、會、
 隊、の、連、結、を、一、掃、す、
 一、心、を、一、力、を、
 岸、陸、防、衛、を、一、心、を、
 一、決、勝、心、を、
 一、決、勝、心、を、

陸軍

一 意 通 道 セ ン ト ト 期 ス へ シ

昭和十九年八月五日

台灣軍司令官 安藤 利吉

午之別中各小隊の兵器を、兵隊手入及整備を實施す

一 三〇日ヨリ寺尾衛生部見習士官を、紹介す

一 三三〇日ヨリ小銃操縦式を實施す

二 就テ精神訓話す

午後舍内外の清潔を整頓す

二 聯隊本部ニ於テ開催セラルル軍官民合同慰問

演藝會ヨリ見學シ、一、各宿舎ヲ一巡ス

八月三日

晴

自道名肥

隊長ノ狀況報告ヲ受テ、各宿舎ニ新行

橋ヲ巡上(一)二聯隊本部ハ急寄ル
 將校ハ聯隊本部
 午後ハ各隊長指揮
 作業ヲ續行ス
 八日駐地(邊名地)區
 贈セリ隊員全員夕食
 蓋シ當夜亦於宿舎
 協同的
 員ニ當夜宿營ニ方
 隊ヲ收容スル餘地皆無
 セン下ヲ企圖シ本部町長
 マルト快諾上各所ヲ説キ
 家屋ノ借上ノ成シ作戦
 スル十口大丸ノアツク
 今又斯カル所問ヲ受ケ

陸軍一

八月二十四日

晴

邊名地

主食品乏シ今日自家ノ用米ヲ割キテ寄贈セラ
 シハ甚ク心縮ニ堪エルト西區ニシテ全島此ノ食
 以テ更ニ發利タル英氣ヲ張ルヲ見タリ
 昨今日ハ軍會報ノ主旨ニ其ニ増進ノ爲メ部隊ニ
 作業ニ從事シ作業員ハ参加シアラズ
 現在員數ハ
 作美台及新行橋ニ於
 揮ハ首ニ作業ヲ續行ス
 作美台ノ敷日昨ヨリ概
 概成ス本日ヨリ作美台
 失日ヨリ連絡中ナリ
 林組各役員出陣
 下ノ踏査ス
 一五

橋ヲ一巡シ上二二聯隊本部ハ立寄ル
將校ハ聯隊本部ニ
午後ハ各隊長指揮
作業ヲ編行ス
作美台新行橋ニ於テ

八日駐屯地(邊名地)區民
贈セラレ隊員全員夕食ト
蓋シ當地方ニ於テ
協誼的ナリ
冠階品トシ新米ヲ寄

員長ニ當地ニ宿營ニ付リ公共建築物(酒本校等)ニ當
隊ニ收容スルノ餘地皆無ニシテ止ムヲ得ズ民家ニ分宿
セントコトヲ企圖シ本部町長助役區長等ト協議
セルトコハ快諾ノ上各所ヲ説キテ現在ノ如ク辺名地十三
ノ家屋ノ借上ガ成之シ作戰準備ノ遂行ニ當リ
スルトコト大ナルモアリタルニ今又斯カル冠階品ヲ受ケ

陸軍一

主食食品乏シキ今日自家ノ用米ヲ割キテ寄贈セラ
レシハ甚ク心細ニ堪エサルトコロニシテ全員此ノ食
以テ更ニ發刺タル英氣ヲ張ルヲ覺見エタリ
昨今日ハ軍會報ノ主旨ニ其キ増産ノ爲部隊ヲ
作業ニ從事シ作業員ハ參加シアラズ
現在員數八ナリ

八月二日

晴
邊名地

作美台及新行橋ニ於
揮ハ下ニ作業ヲ續行ス
作美台ノ敷日前ヨリ
概成ス本日ヨリ作美台
先日ヨリ連絡中ナリニ
林組合役員出向
下
一五

觀測用野戰機
爲國領部森
府ハ新井軍曹以
踏査ス

北川少将 台湾軍 副長 補 後任 參謀本部
附 将長

二 御直、影、勅諭

勅諾ハ、一、場合

三 防諜ニツキテ左記

一 信託ニ要取スルニトハ

二 陣地積集、或ハ諸

ニツキテ免々陣地

シテ電話ニ固有名ヲ用フバカラス

四 將校ノ乘車シタル軍用自動車ニ標識ヲ附シアラザルモノ

少クテ速ニ所定ノ標識ヲ附セラル度

五 外出ノ際服装ハ防日者服ヲ着用スルヲ得但シ階級章

ヲ明瞭ニスルニト

六 兵一般民ニ接觸シテ素リニ談話スルコトヲ禁ズ縣民ノ

指道ヲ誤リ軍人威信ヲ損ジ又防諜上適當ナラス

七 食糧ハ自給自足ト食進シテ徹スベシ

八 海軍々人ニ對シテハ言動ヲ慎ミ相互敬禮ヲ交換

シ決シテ感情的障壁ヲ作ラザル様指道ヲセラセタシ

九 自動車 一、毎時十五分 以下三十五分

以下

十 商賣 一、(含)彈藥被甲(全部)

十一 市

十二 市

十三 市

十四 市

十五 市

十六 市

十七 市

十八 市

十九 市

二十 市

物生産

衣服ヲ活用シテ訓練精

衣服ヲ活用シテ訓練精

衣服ヲ活用シテ訓練精

衣服ヲ活用シテ訓練精

衣服ヲ活用シテ訓練精

衣服ヲ活用シテ訓練精

衣服ヲ活用シテ訓練精

一 大川上舟大合灣... 補... 公謀本部
附... 長...

二 御直... 勅諭...

三 所請... 各隊...

四 備... 要取...

五 陣... 備氣...

六 ... 免...

七 ... 國有名...

八 將... 乘車...

九 ... 運...

十 ... 際... 狀...

十一 ... 暇...

十二 ... 暇...

十三 ... 暇...

陸 甲

六 兵一般民ニ接觸シ... 談話スルコトヲ禁ズ... 縣民ノ
相違ヲ誤リ軍人感信ヲ損シ又所請上適當ナキ人
ノ食糧ハ自給自足ト食進シ徹スベシ

ノ海軍々人ニ對見シハ言動ヲ慎ミ相互敬禮ヲ交與
シ決ニ感情的階壁ヲ作ル様指導スベシ

九 自勤... 以下...

十 自勤... 以下...

十一 自勤... 以下...

十二 自勤... 以下...

十三 自勤... 以下...

十四 自勤... 以下...

十五 自勤... 以下...

十六 自勤... 以下...

一字新陳

待出サシメザルコト
 隊部隊名ヲ明示ス
 不ヨリ徒歩ニシテ来ル者
 贈之近日報ヲ付
 時期相當ノ追歩ヲ

八月三十一日
 名 地
 一 業務分擔表別紙第一通り定ム
 二 内務暫行規定中別紙第二如ク訂正ス
 三 附屬 陸軍上等兵 長 日 弘
 戦隊隊長(分隊) 一等兵 富田若男

區	分	將	校	下士	官	兵
戰作	一般築城交通	河村中尉		土山曹長		長田上等兵
庶務	情報連絡防諜	古賀少尉		各宿舎長		
内務	務	高田准尉	各分隊長	佐藤曹長		落合上等兵
兵	燃料 大船 機	河村中尉	金井曹長	吉原上等兵		
兵器	機	古賀少尉	石原曹長	佐藤上等兵		
修理	被服	高田中尉	梅澤衛生上等兵			
衛生	生	寺田中尉				
備	一寺田是督士官八美田部隊三三京務					

別紙第二

一 第十八

動哨機辨特別守則

三 陣地及兵器々々配置場ニ地方人ヲ近附カシメズ」ヲ追

加シ舊三、ヲ四トス

二 第二十九

渡久地ニ至ル道路ハ南北道」トアルヲ「渡久地ニ至ル道

路ハ夜間ハ南北道」トス

三 第四十三

給養掛下士官翌週ニ於ケル」トアルヲ「給養掛下士官(翌

週ニ於ケル」トス

四 第五十七

事務用消耗品其ノ他ヲ請用スルニ勉ムヘシ

之ガ為簡易ナル事項ハ勉メテ覚紙ニ利用シ且印刷ハ函

面刷トナスモノトス」ヲ追加ス

五 宿營配

遺跡ニ敬言戒區域要圖ヲ附圖第一ノ如ク訂正ス

六 附表第一

日課時限」トアルヲ「日課時限表」ニス

備考 3

ニ入浴ニ關シテハ其ノ都度指示ス」ヲ追加ス

附圖(一)共(二)

平山隊邊名地附近宿營配置並警戒區域要圖



- 備考
- 1. 宿營區、警戒區域
 - 2. 警戒區域、警戒區域
 - 3. 警戒區域、警戒區域
 - 4. 警戒區域、警戒區域
 - 5. 警戒區域、警戒區域
 - 6. 警戒區域、警戒區域
 - 7. 警戒區域、警戒區域
 - 8. 警戒區域、警戒區域
 - 9. 警戒區域、警戒區域
 - 10. 警戒區域、警戒區域
 - 11. 警戒區域、警戒區域
 - 12. 警戒區域、警戒區域
 - 13. 警戒區域、警戒區域
 - 14. 警戒區域、警戒區域
 - 15. 警戒區域、警戒區域
 - 16. 警戒區域、警戒區域
 - 17. 警戒區域、警戒區域
 - 18. 警戒區域、警戒區域
 - 19. 警戒區域、警戒區域
 - 20. 警戒區域、警戒區域

陸軍第一師團

陸軍一

頭書ノ通り編入替ヲ命ズ

四左ノ通り日直勤務ヲ命ズ

(省略)

八月十五日

晴

邊石地

前日作業ヲ續行ス

作美台ハ逐次掩蔽蓋材科集積ヲ開始ス

彼場由子及臨係ヨリ勤務奉仕ニ来ル

作業員ハ九十六名参加ス

作美治拉ニ新行橋共夫々古賀少尉河村中尉指揮

ヲ以テ作業ヲ續行ス

新行橋橋上於テ之代採運搬ヲ開始ス且一部抗導ニ於

テハ杯ノ推進ヲ開始シタリ

左分隊砲車位置ハ岩板層在變ルニ作業進捗ス

專ラ爆破作業ニ依存ス

報告會同報一六〇。受領。副官會同會報要旨左ノ如シ

一軍削除

三野五(平)

八月十六日

晴

邊石地

軍司令部其ノ他ヨリノ通達

一 敬禮ノ不良ナルモノアリ

イ 軍司令官ニ對シ停止敬禮セズ兵アリ

ロ 海軍トノ相互ノ折毛不確實ナリ

ハ 遅キニ失スルモノ 集團時不良ノモノ多シ

ニ 那霸出張者ニテ證明書ヲ所持セズ又天ノアリ

必ズ携行セシムルコト (以上二項ハ軍)

三 勤務着奉仕 徵用ノ學生ニ徒人夫ニ對シ不謹慎

ナル態度ヲナシ (若シ兵力扱ハ士民呼ハリ) 兵ハ一向働カ

ズ天ノアリ兵ヲ指導シ軍民離反ノ因トナル言動ヲナサ

ザル様 注意セマラレタシ

四 残飯ヲ出シテ捨ツルハ村地ウケノ關係上面白カラヌ

原因トナルニ付後始末ヲ考慮シ活用ニ努メラレタシ

(以上三項 那霸憲兵三隊)

一字削除

一字訂正

陸 軍 一

旅團令報事項

五 國頭地區ニ於テハ徵用者ヲ使ハル場合ハ悉ク旅團令報

中尉担当)ニ連絡ヲナシ旅團ヨリノ配當ヲ受ケテ兵

施サレタシ(旅團ハ動員者協定ス)但シ勤務者奉仕ハ

別トス)

六 軍紀風紀ニ就テ

現在格別事故ナクモ信賞必罰主義ヲ採リ墮ラ墮ラ

等々又様々短時間ノ軍紀教練ノ訓練ヲナシ

幹部失シ模範ヲ示セ

七 名護駐屯地規定ノ追加ニ就

ハ 二三條 (一) 二五條

乙 外出日ヲ決定

二三條 旅館集會禁ズルニ付時道檢別許可ヲ

受ケテニ實施

二四條 地方民家之寄附禁止 (公務以外)

二五條 菊水の進入禁止（兵の慰安所三ヶ所）

外出（慰安所）一週二回）

八外出者の態度敬禮時ニ夜間敬禮ヲ嚴正ニシテ

九地下定袋ハ戦闘時ニ對シ保存上極力使用セザルニト

公用ハ軍靴巻脚絆

十貨物自動車上ノ兵ノ敬禮動作不良ノモノアリテ是等

子防ニ又同時ニ注意サレタシ

土物淨潔調解（他地區ヨリハ見付ケ次第取抑ヘヨ）

十二炭木残ハ極力現地ニテ陣地残存木残ノ残リ等ヲ

極力利用シテ自隊ニテ作ラレタシ

十三忠者療養所開設（近日將校ニ下士官五兵五

伊豆味出張場合ハ美田部隊ヨリモ公氣勤ヲ依

頼スルコトトルハシ

十四將校引率ノ時ト雖天下士官以下ハ旅行證明書ヲ

陸軍一

所持セシムルコト 旅行證明書期間行先目的一

十五廿八島等ヨリノ引揚家族ニ對スル防諜上取締

監視調査ハ直轄ニテ實施部隊ニ之ニ當ル旨

十六特殊ノアライシキニ未タ所持シテ傳授スルハ通報

ナレタシ

十七民家住所ナク地方人若シテ書簡ヲ出スルハ往々アリ

全部沒收スルヲ斷固實施兵隊ニ於テ全部没収

十八直通電話以外ノ電話ニヨリトキハ個有ヨリ用セザルコト

十九入院患者個人裝備兵器取扱等件ハ軍令會

同テ明確ニ指示其旨ヨリハスルニ全部持參セズ

トモ可

二十初動期ニ行ク自動車下ルニ付前次連絡終了後乗セ

ルコト

二十一軍裝品配給ノ軍令針トシテ

旅團長注意

事項

初任費用 8% 海軍者用 10% 其他 10%

二三 紙屑、焼却ニ完全ニセヨ

鍵ノカニ箱ニ入リテ持参シ將ト所ヲ授ク監視官附
ニシテ燒ケ。

三三 書付間、検閲ハ完全ニセヨ

女學生名ニテ女學生ニ書キ及テ出スモノ、本人ノ許

可ナキ時ハ郵便袋ニモル

二四 サイパン引揚ノ家族ノ件ハ憲兵一任ニ付

二五 初習員持出ハ證明書アルモノ以外ハ没收

二六 五明日軍司令官ノ本部又區ニ對シ初度巡視アル旨

聯隊本部ヨリ電話アリ土山曹長命令ヲ受領ス

將衣ノ三同候式ニ參加トノコトナリ

高同時左ノ要旨命令ヲ受領ス

陸軍一

築城用資材タルヤモトシテ受領ノ爲平山隊ヲ期

二六日ヨリ五ヨリヲ揚陸場ニ差出シ村上少尉ノ指

揮ヲ受ケテムヘシ

作業員ハ一〇二名參加ス

八月三日 高田准尉ハ五ヨリヲ指揮シ自動貨車三輛ヲ引テ被止

場ニ於テヤモトシテ揚陸作業ニ任シタル後農務協同會

倉庫ヲ借用ノ上格納ス

殘餘ノ人員ハ各々作美台及新行橋ニ於テ夫々新井

軍曹角田伍長ノ指揮ヲ受テ作業ヲ續ク

隊長ハ河村中尉、十原員少尉ヲ伴ヒ聯隊本部ニ至リ

八ヨリ歸隊ス

昨業員ノ參加數ニハ三名アリ

作美台ニ於テハ十名賀少尉指揮ニテ下野戰陣地ヲ築度

増加シ圖ル共ニ檢査員ヲ準備スル傍一部ヲ以テ

晴

八月三日



邊名地

博息檢敵部福築ノ海ノ坑道ヲ強進ス
新仁橋ニ於テハ作業員主力協力下河村中尉
指揮ノ下ニ各樞築物併行作業ニ依リ砲車位置
以外ハ著シク進捗ヲ見セツツアリ
兩者共教日未爆破作業ヲ併用シテリテ成果見ル
バキテアリト雖モ土地堅硬ナル爲メ藥室敷設次第ニ
方リ敷設難ク磨滅甚カシキヲ以テ石原技術伍長
ニテ遂次修理セマツツアリ

長期ノ上作業ヲ容易ニスルニ方シテハ器具類
耗ヲ未スベキコトヲ測シ修理工具及板金予備品等
ヲ準備シオクヲ要ス此際磨耗品ノ熱處理ノ
爲メ松炭一般木炭ニ比シ生産少キヲ以テ之
等確保ニ特ニ留メ思スルヲ要ス
隊長ハ高田准尉ヲ伴ヒ強止場ニ於テヤメト

一字訓

一字訓

一字訓

陸軍一

ノ到着狀況ヲ視察シタル後揚陸作業ノ要領ニ照シ

指示スルトコトアリ

午後高田准尉ハ左隊軍曹以下四名ヲ指揮シセメ

ニテ揚陸作業ヲ實施ス

海輸ヤラレタルヤメニ積込ニ要領不良ナリシ

爲メ袋給下破綻シタメトハ四周ニ散置アリ

前日ハ揚陸行々ルニ収容ニ要領ナシ揚陸シ本

日ハ鋤草ヲ以テ止積シテメテトナリ揚陸

又下積比較的完在ナルニテ又揚陸

ニ計約五百袋ヲ揚陸保管セリ

作業員ハ皆名簿参加ス

給下毎日軍歌演習及號令誦聲ヲ實施シ

士氣益々旺盛ナリ

一字訓

八月二十九日
晴
作美台ニ於テハ野戰掩体ノ掘削完了シ一部ヲ以テ之
ヲ補備シ、主カヲ以テ坑道作業残余ヲ以テ掩

邊名地

蓋成ノ集積ヲ實施ス
新行橋ニ於テハ砲車位置ハ土質ノ關係上作業速
トシテ進マザル事ヲ牽引車掩体ノ坑道ハ進捗著シキ
モノアリ主カヲ以テ銳意作業ヲ繼續スル共ニ一
部ヲ以テ坑道用匡成ハ伐採集積ヲ實施ス
一三〇ヨリ休養室ニ於テ血液検査ヲ每員施ス
此間本日参加セル作業員一〇一名ハ高田准尉區
處ニテ炊事用水ノ運搬ヲ實施ス
邊名地ハ水ノ便不良ニシテ一般ニ天水ヲ主体トシ
テ生活シアリテ節水ノ必要ヲ認ムルヤ大ナルモ
アリ宿營ニオリ水ノ便ヲ第一義トスベキモ宜ナル
哉ト感ゼラル

陸軍一

平日命第八號

一六〇ヨリ高田准尉以下六〇名築城用板積ヲ受領シ
宿營地ニ運搬ス

平山隊命令

陸軍少尉

中村喜作

同 伍長

同 兵長

由中喜雄

同 一等兵

木村吉喜三郎

事務連絡ノ為ニ海軍ヨリ是ノ以テ名護野ニ出張
ヲ命ズ

但シ往復ハ官用自動車ニ依ルベシ

ニ在リ如ク自道勤務ヲ命ズ

(省略)

八月三十日
晴
邊名地

作美台及新行橋ニ於テハ夫々小田桐軍曹及河村
中尉ノ指揮ヲ以テ前日ノ作業ヲ續行ス
新井軍曹以下ハ依然代採作業ニ従事ス

作業員ハ本日ヨリ緊急勤勞動員令ニ依リ十五日
交代ヲ以テ参加スルコトナリ一四〇名参加ス

新行橋ニ於テ牽引車橋体構築中上部土層崩
壊シ作業中ナリシ松ト上等兵及新井上等兵之傷
シ醫務室ニ收容セルモ輕傷ニシテ經過極メニ良
好ナリ

斜面上ニ敷設時スル大断面ノ橋体構築ニ方リテハ
土質ヲ良ク判断スルト共ニ的確ニ指示シテ其實
行ヲ監督スルト共ニ局部ニ眩惑セラレザルコト肝
要ナリ

古賀少尉ハ中村伍長以下三名ヲ伴ヒ一三三〇出發ス
現在員隊長以下一〇二名

古賀少尉以下四名ハ球第一八八〇部隊ニ連絡
シタル後名護ニ在リ

奥村兵長派遣中

八月三十日
晴

作美台新行橋共前日ノ作業ヲ續行ス
八〇古賀少尉以下四名無事歸隊ス

邊名地

八月三十一日現在ノ作業進捗概況左ノ如シ

八月作業
進捗概況

一 邊名地假陣地ニ火砲二門分ノ野戰橋体及
人員糧藥用橋壕完成シ放射列布置ヲ完了シヤク
牽引車ニ自動貨車ニ燃料ニ本分橋体構
築ヲ完了シヤリ

假観測所ハ観測用橋体概成シヤリ
二本陣地中観測所タル作美台ニ於テハ観測用各
個橋体ヲ交通壕ニヨリ連接シタル野戰橋体
略々完成三一兩日中ニ輕度蓋ヲ冠シ得ル程ニ度

ニ至リタリ交通壕ノ深サ平均一米七〇ニ達シテ人員用橋自前敵部ハ坑道幅二米高十一米六〇ニシテ延長約五米一五至三〇アリ雖モ土質堅硬ニシテ作業ノ進捗遅々タリ
 器械用坑ニ糧秣用ハ未ダ着手ナリ
 三放列陣地タル新行橋ニ於テハ火砲掩体ハ平床面掘開中ナル又土質堅硬ニシテ爆破ヲ併用シテルニ懸ラス所望ノ進捗ヲ示サズシテ未ダ平床面ノ掘開ヲ終了スルニ至ラズ
 兩分隊牽引車用掩体ハ約三分一程度ニ進捗シタリ
 彈藥用坑道式掩体ハ幅一五米高一五米延長約二十米ニ達シタリ
 人員用橋自前敵部糧秣用掩体ハ兩日中ニ

陸軍一

着手ノ予定ナリ

四段列及補助掘削所掩体ハ全然構築シテラス五兵力ニシテ作業量極メテ大ナル爲短時日ニ終了スルコトハ困難ニシテ目下備徴セル作業員ニヨリ名ヲ以テシテハ未ダ十分ニシテ増加ヲ交渉中ナリ
 總員 隊長以下一〇七名
 現在員隊長以下一〇六名
 奥村兵長ハ球幕ハハ各部隊ニ派遣セラレシ名護ニ在リ

